

令和5年度 第2回 山北町子ども・子育て会議 第2回 山北町放課後子ども総合プラン運営委員会

日 時：令和6年3月18日（月）10:00～10:55

場 所：山北町役場 3階 防災対策室

参加者：**委員**

河合委員、工藤恵委員、山崎委員、高橋委員、池田委員、石川委員、尾崎委員、杉本委員、今村委員、

[欠席] 清水委員、吉尾委員、工藤愛委員、大脇委員、二宮委員

事務局

福祉課 内田課長、澤島主任主事

こども教育課 高橋課長、磯崎副主幹

保険健康課 小林保健師

[欠席]福祉課 杉山副主幹

配付資料：次第・委員名簿

【資料1】第3期山北町子ども・子育て支援事業計画について

【資料2】第3期計画に係るニーズ調査について

【資料3】計画策定スケジュール（案）について

【参考資料】こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）説明資料

【参考資料】こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）

【参考資料】山北町子ども・子育てに関するアンケート調査＜未就学児調査＞

【参考資料】山北町子ども・子育てに関するアンケート調査＜小学生調査＞

【参考資料】放課後子ども教室・放課後児童クラブの事業概要

1. 開会（事務局）

2. あいさつ

3. 議題

子ども・子育て会議

議題（1）第3期山北町子ども・子育て支援事業計画について【資料1】

《事務局》

資料1をご覧ください。

まず1. こども家庭庁・市町村計画についてですが、先日の会議の中でも触れさせていただきましたが、来年度計画策定にあたって国より発出されるこども大綱を基に市町村こども計画の策定が努力義務として位置づけられているところです。

国の動きとしては、子育てや少子化、児童虐待、いじめなど子どもを取り巻く社会問題に対して本質的な対策を進め解決するために内閣府にこども家庭庁を設置。令和4年6月に「こども家庭庁設置法」と「こども基本法」が成立し、令和5年4月に発足しました。

この「こども基本法」というのが、憲法と児童の権利条約の精神にのっとりこどもの状況環境に関わらず将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進していくことを目的として制定されたものになります。

そして「こども大綱」ですが、これまで別々に作成・推進されてきた、「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めたものとして、「こども基本法」に基づき令和5年12月に国で閣議決定されました。

こちらに関しては、本日の参考資料として「こども大綱」と「大綱に関する国説明資料」を配付させていただいております。

そのこども大綱の中にある記載として、基本の方針が示されています。市町村こども計画の策定にあたっては、こども大綱に明記されているこの6つの基本の方針の内容を含め、勘案していく必要があるということになります。

以上が現在国から示されている市町村こども計画に対する内容となります。

続いて、2. 時期町計画についてですが、先ほどの話を踏まえまして、来年度の町としての計画策定について説明させていただきます。

まず、次期計画の構成及び内容として、国から出ている指針では「市町村こども計画」については、各自治体が策定済みの「子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定可能とされており、本町の次期第3期計画策定にあたっては、現行計画の位置づけに加えて「こども大綱」に沿った内容を加味して計画を策定していきます。

要点としては、①第3期子ども子育て支援事業計画については、「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき、基本指針等を計画へ反映させていただきます。

②子どもの貧困計画については、「子どもの貧困対策推進法」及び「子どもの貧困対策大綱」に基づき、子どもの貧困に対する対策事業等、町の推進体制を明示します。

③こども計画については、「こども基本法」及び「こども大綱」に基づき、こども施策に対する基本的な方針やこども施策を推進していくために必要な事項等について検討するとともに、こどもの誕生前から幼児期、学童期・思春期、青年期まで切れ目のない支援施策等について明示します。

下の表が一体的に策定可能となっている計画を一覧としたものとなっています。

現在の町計画策定状況と国指針とを合わせていくものをイメージしたものが2枚目の資料となりますが、左から根拠法、法に基づく大綱、大綱に基づく計画という流れになっています。上段の子育て支援事業計画及び子供の貧困計画は町既存の計画であり、下段の3つがこども大綱に基づき来年度より内容を加味していくものとなります。

説明は以上となります。

《議長》

議題1についてご意見ご質問があれば伺いたい。

⇒特になし。

議題（2）第3期計画に係るニーズ調査について

《事務局》

それでは資料2をご覧ください。

まず1. 調査の目的になりますが、ニーズ調査とは第3期やまきたまち子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、確保すべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、子育て世帯を対象として、現状や今後のニーズ希望を調査するために実施するものです。後ほどスケジュールの部分でも説明しますが、計画策定に係る委託業者の入札が来月ですので、現時点

でお示しするものは前回調査を基にした概要のみとなります。

2. 調査対象ですが、調査を行うにあたって対象は大きく「未就学児童がいる世帯」と「小学生のいる世帯」の2つに分けられます。調査方法については郵送等の方法が考えられますが、少しでも回答率の上昇が見込めるような形を今後検討していければと考えています。

3. 調査項目については、ニーズ調査票の質問項目を一覧表にしたものです。また、参考資料として前回ニーズ調査の調査票（未就学児童版、小学生版）を配付しておりますので調査票の詳細の形式についてはこちらをご参考ください。

4. 今後のスケジュールについてですが、ニーズ調査に関しては、4月に入札により受託業者が選定され次第、調査票について調整をさせていただきます。そして6月の第1回子ども子育て会議において調査票についての検討を行い、内容について最終調整を行った後、7月から8月にかけて調査を実施していくといった流れになっております。

説明は以上になります。

《議長》

議題2についてご意見ご質問があれば伺いたい。

《委員》

アンケート調査の回収率を上げるとのことだが、インターネットによる回答も可能にした方がより回答率も高くなると思うが、どうか。

《事務局》

入札前なので確実なことは言えないが、回答方法が多い方が高い回答率に繋がるのは確かなので委託業者が決定する4月以降に業者と調整の上、検討していきたい。

《委員》

調査の対象世帯数は何世帯か。

《事務局》

前回調査を基に試算すると750世帯ほどを現時点で見込んでいる。

《議長》

他にご意見ご質問ないか。

⇒特になし。

議題（3）計画策定スケジュールについて

《事務局》

それでは資料3をご覧ください。

先ほども説明させていただいたとおり、委託業者が選定され次第、4月から5月にかけて調査票の検討を行ってまいります。また、これと並行して令和5年の事業評価も行ってまいります。

6月には第1回会議の中でまとまったニーズ調査票（案）の内容を検討していき、調査票内容を決定していき、夏頃にはニーズ調査自体を実施予定です。

そして9月の第2回会議の中で調査結果の報告及び調査結果に基づいた計画骨子案の審議ま

で行っております。10月から11月には審議内容を基に計画素案の作成及び各事業の見込み量の推計作業に移ります。12月の第3回会議において計画素案及びパブリックコメントについて審議いただき、翌年1月にはパブリックコメントを実施していく予定です。

そして2月の第4回会議においてパブリックコメントの結果報告及び計画案の最終審議を行ってまいります。ここで最終調整後、3月の町定例議会全員協議会において説明を行い、神奈川県への報告を経て、4月に員の皆様及び関係機関に対し計画書の配付、町ホームページによる公開を行う予定です。

説明は以上です。

《議長》

議題3についてご意見ご質問があれば伺いたい。

⇒特になし。

議題（4）その他

《事務局》

※【参考資料】放課後子ども教室・放課後児童クラブの事業概要資料に基づき、こども教育課より説明。

《事務局》

今年度現時点での山北町の出生数について補足させていただく。令和5年4月から現時点までの出生数は24人、母子手帳発行数は14冊となっており、少子化の影響が顕著に表れている。

《議長》

ご意見ご質問があれば伺いたい。

⇒特になし。

5. 閉会

10:55 終了

以上